

# 北沢の不法投棄の解決に向けて(8)

前回はごみ(廃棄物)の種類について、主に家庭から出る「一般廃棄物」と工場等から出る「産業廃棄物」があることを説明しました。今回は、その廃棄物を処理する施設「最終処分場」について説明します。

最終処分場とは、廃棄物を種類に応じて直接または中間処理を施した後、最終的に処分する施設をいい、その施設には三つの種類があります。

## 1 安定型の最終処分場

金属くずやガラスくずなど(定められた五品目)、水に触れても腐食しにくい廃棄物や溶け出しにくい廃棄物だけを埋め立てる施設です。ここに埋め立てる廃棄物の種類は厳しく限定されています。

## 2 管理型の最終処分場

ここに埋め立てる廃棄物は雨水等に触れると腐食したり水質を変化させたりするので、二重の遮水構造を備えたシートで廃棄物に触れた雨水が、外に浸出するのを完全に防ぎ水処理施設に集める構造になっています。集められた水は河川水と同じくらいきれ

いにしてから排水します。那珂川町に県が計画している処分場は、この管理型の最終処分場です。

## 3 遮断型の最終処分場

基準を超える有害物質・重金属等を含む定められた廃棄物を処分する施設です。この施設は雨水等が入らないように、コンクリートなどで厚く囲み、外界と遮断された構造になっています。

最終処分場の施設の種類のついて述べましたが、最終処分場には二種類あります。

一般廃棄物を処理する施設を「一般廃棄物最終処分場」と呼び、産業廃棄物を処理す

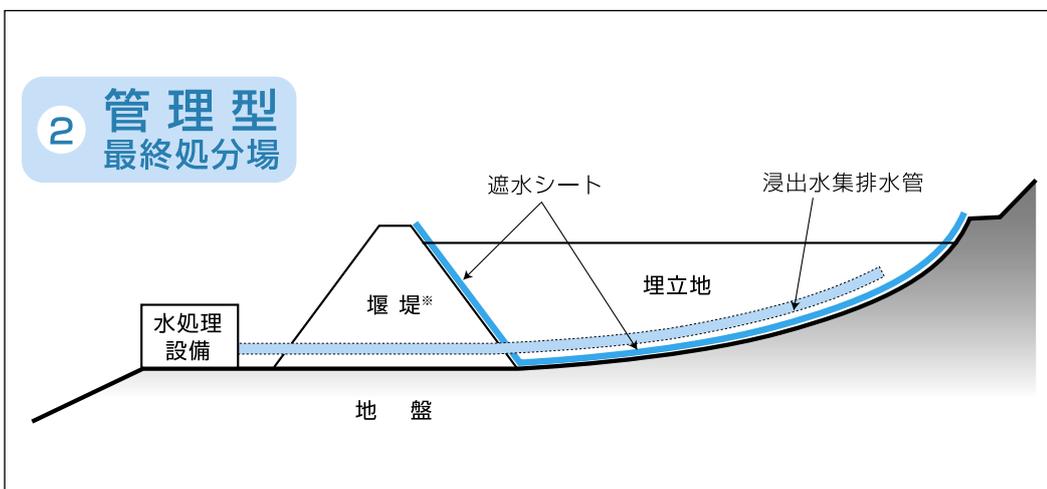
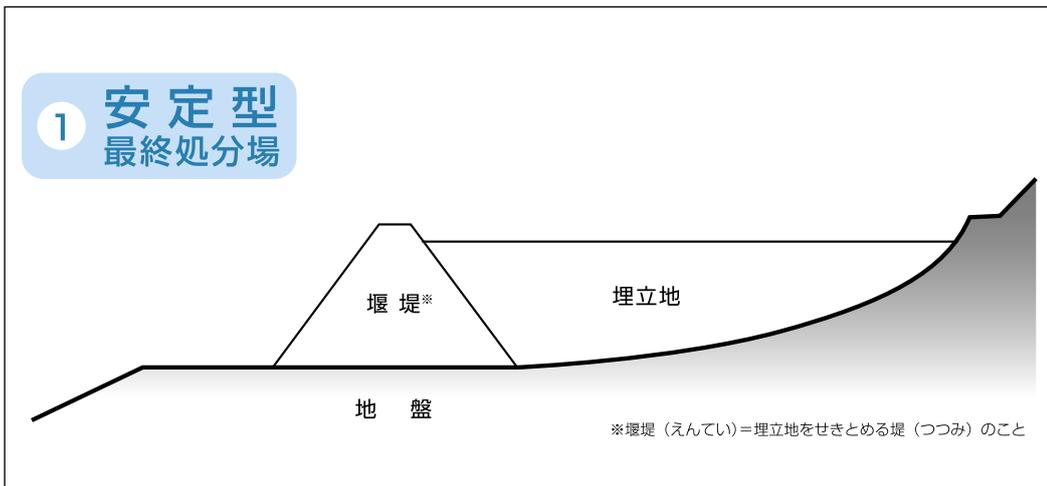
る施設を「産業廃棄物最終処分場」と呼びます。産業廃棄物(工場等から出るごみ)は三種類の最終処分場で、一般廃棄物(家庭から出るごみ)は管理型の最終処分場で処理されることになります。

### 大線の説明

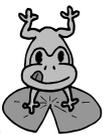
注1 中間処理  
燃やしたり、つぶしたり、砕いたり、廃棄物を少なく減らすための処理をいいます。  
またアルミやガラスなど資源化できるものを選別回収します。

### 注2 水処理

廃棄物に触れた雨水を生物・化学処理をして定められた基準以下にすることをいいます。那珂川町に計画している処分場では、飲料水レベルまで浄化され排出されます。



ホームステイ  
ウィークエンド in 那珂川  
2006  
「田植え」



5月13日、外国語指導助手（ALT）や留学生として県内に在住している外国人と町内の小中学生、ホストファミリーなど約百人が芳井の福島泰夫さんの水田で手作業での田植えに挑戦し、交流を深めました。

この事業は、農業体験を通して日本文化の理解を深めてもらうと町や国際交流事業企画運営委員会が中心となって行っているもので、旧小川町から数えて今年で11年目を迎えました。

小雨が降る中、米国や英国、中国などから来ている外国人30人は増子育男さん（浄法寺）の「田植え唄」が響く中、8アールの水田に慣れない手つきでもち米の苗を植えました。

田植え終了後は、「芳井夢の会」や「舟戸元氣かい」の方々の手作りの料理や流しそうめんに舌鼓を打ちました。



① 参加者全員で記念撮影  
② 芳井夢の会・舟戸元氣かいの皆さん  
③ 雨の中での田植え作業  
④ 流しそうめんを食べる外国人

## 不動産登記事務がコンピュータ処理に変わります

宇都宮地方務局烏山支局が所轄する不動産（土地・建物）登記事務について、平成18年7月24日（月）からコンピュータによる処理を開始します。

- コンピュータにより取り扱う業務 ・ 土地・建物の登記事務
- コンピュータにより取り扱わない業務 ・ 平成18年7月24日より前に閉鎖した土地・建物の登記事務  
・ 工場財団、立木、鉱業財団、道路交通事業財団、港湾運送事業財団、観光施設財団及び船舶登記事務

不動産登記事務がコンピュータ処理に変わることにより、現行の登記簿謄本（抄本）に変わり、「登記事項証明書」を発行します。ただし、共同担保目録については、今後コンピュータ処理を行う予定であり、当分の間、現行どおりの取扱いとなります。

また、コンピュータ化後は、登記簿の閲覧の制度はなくなり、登記事項の主要部分を記載したものを「登記事項要約書」として発行します。「登記事項証明書」及び「登記事項要約書」の詳細については、係員までお尋ねください。

現行の登記簿は、コンピュータ化により閉鎖しますが、閉鎖登記簿として謄本（抄本）の請求や閲覧をすることが

できます。  
なお、不動産登記事務のコンピュータ処理の開始と同時に、不動産登記事務がコンピュータ化されている他の法務局の土地・建物の登記事項証明書を発行することができる「登記情報交換システム」の運用も開始します。

同時に、インターネットにより烏山支局管内の土地・建物の登記事項を確認することができる「登記情報提供サービス」の運用も開始します。

ご不明な点は、宇都宮地方務局烏山支局  
☎ 0287-82-2251 までお尋ねください。